

太田市行政境界確認実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市と隣接市町との行政境界の確認の実施に関し法令に別段の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 行政境界の確認の申請をすることができる者は、市と隣接市町との行政境界に係る土地の所有者若しくはその土地に利害関係を有する者又はそれらの代理人とする。

(行政境界確認の申請)

第3条 行政境界の確認の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、行政境界確認申請書（様式第1号）に必要な書類を添え、関係土地所有者一覧表（様式第2号）とともに市長に提出するものとする。

(行政境界の確認のための立会い)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る土地において、申請者、隣接市町の長及び当該申請に係る土地（行政境界に係る部分に限る。）に隣接する土地の所有者（以下「隣接土地所有者」という。）の参加の上、公図その他書類に基づき行政境界の確認のための立会いを行うものとする。

2 申請者は、前項の立会いが終了したときは、行政境界確定書（様式第3号）3部に申請者及び代理人の署名押印をした上で、市長及び隣接市町の長の記名押印を求めるものとする。この場合において、全ての隣接土地所有者の署名押印がなされた隣接土地所有者確認書（様式第4号）3部を添付するものとする。

3 前項に規定する場合において、市長は、第1項の立会いにより確認した内容と行政境界確定書に記載された内容が同一であると認めるときは、当該行政境界確定書に行政境界の確認の記名押印を行うものとする。

(行政境界確定書等の提出等)

第5条 申請者は、前条第2項に規定する全ての手続がなされたときは、行政境界確定書及び隣接土地所有者一覧表を市長及び隣接市町の長にそれぞれ1部提出し、及び1部を保管しなければならない。

(行政境界の確定日)

第6条 行政境界確定書の協議が成立した日は、当該行政境界確定書に市長及び隣接市町の長の記名押印がなされた日とする。

(費用の負担)

第7条 行政境界の確定に伴う土地の測量等の費用は、申請者の負担とする。

(行政境界確認申請の取下げ)

第8条 申請者は、第3条の規定による申請を取り下げようとするときは、速やかに行政境界確認申請取下届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。